4　厚生労働大臣は、第一項の規定により建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品を指定したときは、これを告示する。

第二十九条の五の見出しを「（特定都市再生建築物等の割増償却）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第四十七条の二第三項第二号」を「第四十七条の二第三項第一号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第四十七条の二第三項第二号」を「第四十七条の二第三項第一号」に改め、「整備される」の下に「建築基準法第二条第九号の二に規定する」を加え、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第四十七条の二第三項第三号」を「第四十七条の二第三項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第四十七条の二第三項第四号」を「第四十七条の二第三項第三号」に、「次に掲げる」を「雨水を貯留する容量が三百立方メートル以上の規模の」に、「特定都市河川浸水被害対策法第九条に規定する雨水浸透阻害行為に係る同法第十条第一項第三号に規定する対策工事により建築し、又は設置される」を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一　特定都市河川浸水被害対策法第九条に規定する雨水浸透阻害行為に係る同法第十条第一項第三号に規定する対策工事により建築し、又は設置される構築物

二　その建築又は設置に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この号において「補助金等」という。）をもつて建築し、又は設置される当該補助金等の交付の目的に適合した構築物

第二十九条の五第七項を同条第四項とし、同条第八項中「又は構築物が同条第三項各号の二以上の号に掲げる建築物又は構築物に」を「が同条第三項第一号及び第二号に掲げる建築物のいずれにも該当するものであるとき、又は当該構築物が同項第二号及び第三号に掲げる構築物のいずれにも」に、「当該二以上の号のいずれかの号に掲げる」を「これらの建築物又は構築物のうちいずれかの」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項を同条第六項とし、同条第十項中「第三十九条の六十四第七項」を「第三十九条の六十四第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

第二十九条の六第二項第一号中「三千平方メートル」を「六千平方メートル」に改め、同項第二号中「千五百平方メートル」を「三千平方メートル」に改め、同項第三号中「三千立方メートル」を「六千立方メートル」に改める。

第三十条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第六号及び第七号を削り、同項第八号を同項第五号とし、同項第九号を同項第六号とし、同項に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十九条第八項、第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項又は第四十七条の二の規定

正前の租税特別措置法第四十五条第二項又は第四十七条の二の規定

第三十条第三項第二号を削り、同項第三号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第十四号」を「第十三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第十五号」を「第十四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第十六号」を「第十五号」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この号及び第十六号において「平成二十七年改正法」という。）附則第七十九条第八項、第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項又は第四十七条の二の規定

第三十条第三項第九号中「又は第六十八条の三十一」を「、第六十八条の三十一又は第六十八条の三十三」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十六　平成二十七年改正法附則第九十条第八項、第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十七第二項又は第六十八条の三十五の規定

第三十二条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第六号及び第七号を削り、同項第八号を同項第五号とし、同項第九号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十九条第八項、第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条（第二項に係る部分に限る。）又は第四十七条の二の規定

第三十二条第一項第十号を同項第八号とし、同条第二項中「第九号」を「第七号」に改める。

第三十二条の三第一項中「株式」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。以下この章において同じ。）」を加える。

第三十二条の五の次に次の一条を加える。

（使用済燃料再処理準備金）

第三十二条の六　法第五十七条の三第十項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する法人の同項の適格分割直前における同条第二項に規定する使用済燃料再処理準備金の金額（次項において「使用済燃料再処理準備金の金額」という。）に、当該適格分割に基因して原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第八条第一項の規定により当該適格分割に係る分割承継法人が積み立てたものとみなされた使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額が当該法人の当該適格分割直前における法第五十七条の三第一項に規定する使用済燃料（次項において「使用済燃料」という。）に係る使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

2　法第五十七条の三第十二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する法人の同項の適格現物出資直前における使用済燃料再処理準備金の金額に、当該適格現物出資に基因して原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第八条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該適格現物出資に係る被現物出資法人が積み立てたものとみなされた使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額が当該法人の当該適格現物出資直前における使用済燃料に係る使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

第三十三条第五項中「適格合併に」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）に」に、「当該適格合併」を「当該適格合併等」に改める。

第三十三条の四第三項中「、「第六十二条の五第五項並びに同法第五十七条の七第一項の」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに同法第五十七条の七第一項の」と」を削る。

第三十三条の五第一項中「、「第六十二条の五第五項の」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに同法第五十七条の七の二第一項の」と」を削る。

第三十三条の七第三項中「平成十年四月一日に存する」を「平成二十七年四月一日に存する」に、「平成十三年三月三十一日までの間に行われた合併又は」を「に行われる」に、「及び当該合併又は」を「及び」に、「全て（当該合併又は」を「全て（」に、「あつては、当該合併又は」を「あつては、」に、「が平成十年四月一日」を「が同日」に改め、同項第二号中「平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に開始した各事業年度」を「平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間内に開始した各事業年度（当該期間内に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該期間内に開始した連結事業年度）」に、「平成十年四月一日後平成十三年三月三十一日までの間に合併をした法人又は適格合併をした法人」を「平成二十七年四月一日後に行われる適格合併に係る合併法人」に、「合併又は」を「合併法人及び」に改め、「合併法人及び」を削る。